

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会（第2回）提出資料  
株式会社エヌエフ回路設計ブロック 代表取締役 高橋常夫

## 知的財産戦略に関する論点整理 —中小・ベンチャー企業の知財活動支援についての意見—

### [1] 支援対象のフレーム整理について

#### I. 知的財産の創造・保護・活用の支援検討に加えて、流通促進の支援検討

中小・ベンチャー企業を日本の産業競争力強化のドライビングフォースとして、今後10年の重点注力対象と位置付け得る。従来の大企業が数多く創造し活用面で眠っている知的財産を、日本の産業競争力強化の目的で国が大企業から中小・ベンチャーへと流通し易くなる仕組みや支援を検討する事も必要である。大学が創造した知的財産の TL0 などの仕組みを使った流通促進やニーズマッチングの取り組みは定着している。今後は、産官学での流通から更に進めて、活用面で眠っている知的財産の国内企業間での流通促進の為の仕組みや金融・財政的支援に関する対象を追加してはどうか。

#### II. 中小・ベンチャー企業の支援対象枠の解放

日本の産業競争力を牽引してきた企業の多くは中小・ベンチャーから台頭。競争力強化のドライビングフォースは大企業と中小・ベンチャーの間で交代を繰り返す。より広く支援対象を広げ、競争力強化のドライビングフォースの台頭可能性を高める知的財産戦略面からの中小・ベンチャー支援強化が必要。今後は、中小・ベンチャー企業の支援対象となる要件の大幅な緩和を骨太なアクションプラン化してはどうか。

### [2] 支援内容の要望整理について

#### I. 海外展開の加速を踏まえた、中小企業に対する知財関連支援策の拡充

##### 1. 海外展開活発化に伴う知財関連支援策について

中小企業の海外展開が加速している。知財分野においては、①権利取得のみならず、活用までの総合的な相談態勢の構築、②日本国内だけでなく海外進出先での相談窓口の創設、③地域中小企業外国出願支援事業予算および同事業の実施自治体の拡充など、支援体制強化が急務となっている。

また、今後、中小企業の進出国は、大メコン圏地域に広がっていくものと思われる。当該地域の中で、知財システムが未整備の国に対して、日本の知財システムを普及していくことは、中小企業にとっても大きな利益となるものとする。

##### 2. 模倣品・海賊版等の知的財産侵害に対する支援について

中国をはじめアジア市場における模倣品・海賊版被害は、ますます深刻度を増している。特に、中小企業においても模倣品被害が頻発し、また、映画等コンテンツ分野における海賊版の流通も後を絶たないことから、①海外での侵害調査費用に対する助成の拡充、②在外公館等による相手国政府への働きかけの強化や、民間交渉への同席など、関連支援策を強化すべきと考える。

##### 3. 技術・営業情報の流出防止対策について

中小企業においても技術・営業情報の流出被害は拡大し、その流出経路も多様化している。また、現在の「営業秘密管理指針」や「技術流出防止指針」は中小企業にとって、極めて難解であり、社内の管理体制を整備するに際にも活用が難しい。

については、①指針をよりわかり易いものにすること、②中小企業の経営実態に即した、具体的な取り組みまで踏み込んだ実務マニュアル（例えば、流出経路毎（退職従業員、取引先、盗難等）の対応策等）を作成するべきである。

## **Ⅱ. 知財権の出願・審査態勢の拡充**

### **1. 特許料等減免制度の拡充について**

中小企業の特許等の出願・維持への助成に対するニーズは高いにもかかわらず、減免制度の利用は少ないのが実情である。そもそも条件（法人を対象とした措置：赤字の中小企業等または、設立10年を経過していないこと／研究開発型中小企業を対象とした措置：試験研究費等比率3%超、または中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等に関連したもの）が厳しく、利用したくてもできないとの声も聞いている。

については、知財の適切な保護により中小企業の競争力強化を図り、成長を後押しするという観点から、減免制度の要件緩和を含めた拡充は急務と考える。具体的には、米国並みに、中小企業を対象に一律に特許庁関係の全費用の50%を免除すべきである。

### **2. 審査待ち期間短縮化（FA11 目標達成）後の安定的な運用について**

わが国の知財システムが海外を含む多くの企業等に利用されることで、知財が日本に集まり、ビジネスが活発化するものとする。わが国の知財システムの競争力を強化するため、審査待ち期間の短縮化には継続的に取り組むべきである。また、期間短縮化後の安定的な運用については、審査官数の確保は不可欠であり、任期満了に伴い、審査官の大幅な減少を招くことがないように、任期期間の延長や新規採用等の対応が必要である。

## **Ⅲ. 地域における知財関連支援体制の拡充**

### **1. 地域中小企業に対する知財関連相談体制の拡充について**

地域中小企業にとって、知財に関する相談窓口への期待は大きい。昨年度、都道府県に設置された「知財総合支援窓口」は増設するとともに、コンサル機能を強化すべきである。また、相談に止まらず知的財産権の出願申請の受付や審査に係る面談を、各地域において実施するなどの対応が必要と考える。

### **2. 弁理士等専門人材の活用促進について**

中小企業にとって、弁理士費用の負担は大きい。本来は、知財権取得申請時のみでなく、申請後も継続的に知財の戦略的な活用を含めた支援を受けられることが望ましい。そのため、弁理士費用に対する助成や、弁理士費用の税額控除、出願時の印紙代減免などの支援を講じるべきである。

また、大企業OB等についても、中小企業の知的財産の戦略的な活用を支援するために、マッチング機能を強化するべきと考える。

### **3. 地域資源を活用した地域活性化に係る取り組みへの支援について**

全国各地で地域資源を活用した地域ブランド力の向上に向けた取り組みが活発化している。また、地域団体商標の登録主体に商工会・商工会議所・NPO法人等が認められる方向と聞いている。地域ブランドへの取り組みに対して、京都ではブランド推進体制を地域で一体となり構築し、地域でブランド推進を実施しており、こうした官民による推進母体を組織化し、情報発信や販路開拓、商標・意匠の活用支援などに強力に取り組むべきと考える。

以上